

附帯要件の廃止について

平成3年6月の大阪府医療審議会において、市立堺病院（現堺市立総合医療センター）の特定病床の整備に伴う開設許可申請について審議が行われ、同審議会から、「許可されることが適当」との答申がなされた。審議にあたって、病院増設部会からは、堺市医師会及び堺市保健医療計画推進協議会、南部保健医療連絡調整会議の同意を得られたことを尊重し、「看護師の確保」、「老人保健施設の設置」、「地域医療機関との連携」、「第三者機関の設置」が附帯要件として付されていることが報告されている。

下記のとおりこれらの附帯要件を廃止することとする。

記

1. 件名

地方独立行政法人堺市立病院機構（堺市立総合医療センター（旧市立堺病院））の特定病床の整備に関する附帯要件の廃止について

2. 「看護師の確保」について

堺看護専門学校に関する附帯要件「看護師の確保」（医師会立堺看護専門学校の1学級増設（未）・定員枠の拡大（済））は、特定病床における地域の医療機関等の連携の必要性を踏まえ、看護師養成を含む看護師確保の課題に伴い付されたものである。

看護師の確保は現在も社会的課題であるが、附帯要件が付された平成3年から34年が経過し、医療を取り巻く環境は大きく変化している。

大学を含む看護師養成学校数及び定員は、平成3年当時と比較して全国的に増加しており、現在の看護師確保の課題としては、定着・離職防止や潜在看護師の再就業等が挙げられている。

堺市立総合医療センターにおいては、附帯要件に関連して、看護学生の実習生受入を大幅に増加させ、看護師の養成に寄与する取組が行われている。

以上のことから、現況に適さないものであるといえる。

3. その他の附帯要件

達成済みである。